

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「実施方針」に関する質問・回答

本文

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字		
1	事業方式	1		1	(1)	オ	(7)		「建替えを行わない既設の施設については、事業契約書に示される内容の維持管理業務を行うこと」との記載がございますが、その内容についてご教授頂けませんでしょうか。	別途、回答します。
2	本施設の対象となる施設	2		1	(1)	オ	(1)		本事業の対象に既設施設も含まれておりますが、既設施設の設備の劣化状況が不明であり、15年という事業期間を考慮しますと、PFI事業者のリスクがあまりにも大きいため、既設施設の維持管理業務につきましても、本事業の対象外又は、建築物保守管理業務を業務範囲外にするなど業務の内容を限定的にして頂けませんでしょうか。	別途、回答します。
3	設計業務及び建設業務	2		1		オ	(ウ)	a	事前調査により、地中障害物やその他事業者が予測できない事項が判明した場合、処理・対策工期に相当する期間分の工期延長は認めて頂けますでしょうか。	資料2 リスク分担表No.25のとおりです。詳細は、入札説明書等にて示します。
4	設計業務及び建設業務	2		1		オ	(ウ)	a	事前調査により、地中障害物やその他事業者が予測できない事項が判明した場合、処理・対策に係る費用は貴県にご負担頂くという理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答を参照してください。
5	本事業の対象となる施設	2		3					『特定屋内貯蔵所』とは、何を貯蔵するのでしょうか？	消防法別表第1に掲げる危険物第一類から第六類を想定しています。
6	新施設の引渡し及び供用開始	3		1	(1)	キ			新施設の引渡し(平成31年1月末)から平成31年4月までは、県が直接行う施設備品以外の備品等の設置、移設や展示業務とありますが、引渡し後供用開始時までの維持管理等は、貴県が行い、事業者の業務・リスク負担外という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)第3・5(2)オ(エ)のとおり、本事業の事業範囲です。
7	事業スケジュール(予定)	3		1	(1)	キ			新施設引渡しから維持管理開始までの2~3月(2ヶ月間)の施設管理は、誰が行う想定でしょうか。	No.6の回答を参照してください。
8	事業スケジュール(予定)	3		1	(1)	キ			新施設の引き渡し(平成31年1月)から維持管理期間の開始(平成31年4月)までの間の新施設の維持管理はPFI事業者で行う必要があるかご教授頂けませんでしょうか。 行う必要がある場合、その対価については維持管理費ではなく施設整備費に含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	前段のご質問については、No.6の回答を参照してください。 後段のご質問については、ご理解のとおりです。 また、この業務の取扱については、実施方針及び要求水準書(案)を修正する予定です。
9	事業スケジュール(予定)	3		1	(1)	キ			建設期間が平成31年3月となっておりますが、一方で新施設の引渡しが平成31年1月末となっております。新施設のほか、3月末に引渡しを行う対象の有無、2~3月中の施設整備における業務内容について御教示ください。	平成31年1月末時点の新施設の引渡しと、平成31年12月末時点の新施設の引渡し以外に、施設の引渡しは想定していません。平成31年2月以降は、平成31年12月末に引き渡す新施設の建設工事を実施することになります。
10	建設に係るサービス購入料	3		1	(1)	ク	(7)		提案提出(平成28年6月)から着工(平成29年4月想定)まで約1年間あり、昨今の状況を鑑みると、建設物価高騰が予想されます。それに対する物価スライドの取決めをお考えでしょうか。	物価スライドの取決めについては、入札説明書等にて示します。
11	事業者の収入に関する事項	3		1	(1)	ク			設計・建設に係るサービス購入料、維持管理に係るサービス購入料のいずれにも、SPC管理コスト及び保険料、SPC利益及び法人税等が含まれておりませんので、ご明示をお願いいたします。	詳細は、入札説明書等にて示します。
12	事業者の収入	3		1	(1)	ク			事業者が国から省エネなどの補助金を獲得することは可能でしょうか。	可能性はあると考えますが、県は、本事業の事業者(SPC)が補助事業者となることは確約することはできません。
13	選定の手順及びスケジュール	5		2	(2)				「入札説明書等に関する質問回答の公表」が2月となっておりますが、参加資格等、参加表明書作成に関する質問については、より早い段階でご回答いただけませんか。 特に、代表者については、愛知県の入札参加資格者名簿登載者と法人の代表取締役が異なる場合、代表者の定義によって、所在地、印鑑等が異なります。入札説明書において、代表者の定義を明確にいただき、代表者が代表取締役ではなくてよい場合は、委任状の要否をご指示いただくことを希望いたします。	入札説明書等に関する質問回答の公表時期は、スケジュール(予定)のとおりとしますが、質問者の意向を踏まえ、回答が整い次第公表する予定です。 代表者については、愛知県建設部入札参加資格者名簿及び物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿に登録された代表者を想定しています。この場合、委任状は不要となります。
14	選定の手順及びスケジュール	5		2	(2)				「平成28年5月 VE受付範囲の確認の通知」「平成28年6月 事業提案書の受付」の予定となっておりますが、この間は、何週間程度を想定されておりますでしょうか。VE提案の採否によって、施設整備のみならず、維持管理業務の提案も変わる可能性があり、入札価格及び事業提案書全体の調整が必要となります。事業提案書の内容充実のため、「VE提案範囲の確認の通知」から「事業提案書の受付」の間は、最低4~5週間は空けていただきたくお願いいたします。	VE受付範囲の確認の通知から事業提案書の受付までの期間として30日程度を予定しています。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	カ	(カ)	英字		
15	選定の手順及びスケジュール	5		2	(2)				「平成28年3月 入札説明書等に関する個別対話（V E提案を含む。以下同じ）の参加申込の受付」とありますが、個別対話でV E提案をご提出した場合は、4月に「個別対話に関する回答」で、V E提案範囲の確認（採否）が通知されますでしょうか。それとも、5月までご通知はいただけないのでしょうか。また、個別対話でV E提案をご提出した場合は、4月の「V E提案の受付」で改めてV E提案を提出する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	個別対話ではV E提案の協議・検討を行います。応募者は、その協議・検討の結果を踏まえ、4月に改めてV E提案を提出することになります。
16	入札のとりやめ等	8		2	(3)	チ			応募者が1グループだった場合でも入札は成立すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	応募者等の参加・資格要件について	8		2	(4)				本施設の設計、建設及び維持管理の各業務にあたる者以外で構成員及び協力会社となる場合、ア応募者等の参加要件を満たしていれば、イ応募者等の資格要件については必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	2（4）イに、応募者、協力会社のうち本施設の設計、建設及び維持管理以外の業務にあたる者の資格要件を定めることとし、実施方針を修正する予定です。
18	応募者等の参加要件	8		2	(4)	7			（ア）～（ク）の要件を満たすことは、参加表明書及び参加資格確認に必要な提出期限（平成28年2月）の時点で満たしておれば良く、その後のなんらかの事情（例、その後指名停止を受けるなど）によって要件を満たさないこととなっても欠格とはならないという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等にて示します。
19	応募者等の参加要件	9		2	(4)	7	(ク)		（ク）に記載のある資本関係、人的関係がないことというのは、異なる応募グループ間での応募企業に記載の関係が無いことを求めているものであり、同一応募グループ内の応募企業間には、（ク）に記載の関係があることは、問題がないという理解でよろしいでしょうか。例えば、同一応募グループの代表企業が親会社で、構成員にその子会社があるというケース。	ご理解のとおりです。
20	応募者等の資格要件	10		2	(4)	イ			「本施設の設計、建設及び維持管理の各業務に当たる者」以外の応募グループの構成員及び協力会社は、ア応募者等の参加要件（7）～（ク）を満たせばよいと理解してよろしいでしょうか。	No. 17の回答を参照してください。
21	維持管理業務にあたる企業	11		2	(4)	イ	(ウ)	b	維持管理業務を複数の者が分担して行う場合、bの業務受託実績に関する要件は、1者が満たしていればよいと理解してよろしいでしょうか。	複数の者が分担する場合は、すべての者が本項の資格要件を満たす必要があります。
22	応募者等の資格要件	11		2	(4)	イ	(ウ)	b	維持管理の実績は全国でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
23	応募者の構成員等の変更	11		2	(4)	ウ			「代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更することができる」とありますが、応募グループ内で他の構成員を代表企業に変更することは認められますでしょうか。	代表企業を変更することは認めません。
24	応募者の構成員等の変更	11		2	(4)	ウ			「構成員及び協力会社の変更は認めませんが、県が認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更できる」とありますが、県が認める場合とは具体的にどのような事例を想定されていますでしょうか。また、認められない場合はどのような事例でしょうか。	個別事案に応じて判断します。
25	応募者の構成員等の変更	11		2	(4)	ウ			資格審査通過時点から落札者決定前までに、構成員又は協力会社の内の1社が「2.(4).7及びイ」を欠く事態が生じた際に、「2.(4).7及びイ」を欠く企業が脱退し、代替企業が資格を満たせば当該代替企業に変更可能という理解でよろしいでしょうか。	県が認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更することができます。
26	提案審査	12		2	(5)	ウ	(イ)	a	ここにある予定価格は公表されるのでしょうか。	公表することを予定しています。
27	落札者の決定・公表	12		2	(5)	エ			「代表企業以外の構成員及び協力会社が上記の事由に該当した場合に限り、直ちに失格とはせず、県と協議の上、当該構成員及び協力会社の変更を認めることがあります」とありますが、県が認める場合とは具体的にどのような事例を想定されていますでしょうか。また、必ず認められない場合はどのような事例でしょうか。	個別事案に応じて判断します。
28	落札者の決定・公表	12		2	(5)	エ			落札者決定時から事業契約締結時までに、構成員又は協力会社の内の1社が「2.(4).7及びイ」を欠く事態が生じた際に、「2.(4).7及びイ」を欠く企業が脱退し、代替企業が資格を満たせば当該代替企業に変更可能という理解でよろしいでしょうか。	県が認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更することができます。
29	落札者の決定・公表	12		2	(5)	エ			「代表企業以外の構成員及び協力会社が・・・認めることがあります」とありますが、応募グループ内で他の構成員を代表企業に変更することは認められませんか。	代表企業の変更は認めません。
30	落札者の決定・公表	12		2	(5)	エ			業務のフェーズによって応募グループ内で代表企業の変更をすることは認められませんか。	No. 29の回答を参照してください。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
31	特別目的会社の設立等	13		2	(6)	イ			特別目的会社を設立しなければならないのでしょうか？	特別目的会社の設立は必須となります。
32	特別目的会社の設立等	13		2	(6)	イ			金融機関からの資金調達の際に必要な株式の担保権設定等に関しては、県に事前承諾を頂けるという理解でよろしいでしょうか。	承諾しない合理的な理由がない限り、承諾する予定です。
33	特別目的会社の設立等	13		2	(6)	イ			株式の譲渡やその他の一切の処分を県から事前承諾を頂ける場合はどのような場合でしょうか。	No. 32の回答を参照してください。
34	設計監修業務	14		3	(4)	ウ	(7)		設計監修業務は、事業者によって行われた設計が、事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かの確認する業務と考えればよろしいでしょうか。その他に具体的に想定される業務があればお知らせいただきたい。	ご理解のとおりです。この他に基本設計の設計意図の事業者への伝達、事業者に対するの助言等を予定しています。
35	維持管理に関するモニタリング	15		3	(4)	ウ	(イ)		「定期的実施状況を確認する」となっていますが、どの程度期間を想定されているのでしょうか。	要求水準書(案)の第5・3(2)ア(業務報告等)に記載しています。このほかの内容については、入札説明書等にて示します。
36	財務状況に関するモニタリング	15		3	(4)	ウ	(オ)		公認会計士等による監査を経た財務の状況について県に報告するとの記載がございますが、監査報告書を提出すると同義の意味でしょうか。	入札説明書等にて示します。
37	財政上及び金融上の支援に関する事項	19		7	(2)				事業者は国庫補助金申請業務の検査業務に協力するとのことですが、あくまで協力するだけで、補助金が受給できないリスクや申請が遅延するリスクは県が負って頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、事業者は、要求水準書(案)の第3・5(1)ウ(ア)の業務を行うこととなります。
38	財政上及び金融上の支援	19		7	(2)				ZEBに関するもの等、現時点で補助金等の申請を予定しているものがあればご教示ください。	国土交通省「サステナブル建築物等先導事業」等を想定しています。
39	県議会の議決	20		8	(2)				特定企業の真偽不明な風評被害により、本契約締結の議会承認が得られない場合は、これが事業者の責めに帰すべき事由に該当しないようご配慮お願い申し上げます。	そのような風評被害が生じないようにお願いします。

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「実施方針」に関する質問・回答

資料2 リスク分担表

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
40	周辺住民等への対応	25		2					周辺住民等への対応ですが、基本設計では建物が現状よりも北側によることによって、周辺住民から日影や景観についての反対が出る場合については、リスク分担表の2に該当し、県のリスクであるということでしょうか。	基本設計の内容は法令を遵守していますが、県は、リスク分担表に基づき対応します。
41	周辺住民等への対応	25		2					周辺住民等への対応につき、基本設計図書に記載の建物位置・高さ等は周辺住民の理解を得ている、と考えてよろしいですか。	今後、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例に基づき、周辺住民等に説明する予定です。
42	周辺住民等への対応	25		3					事業者が実施する業務に起因するかどうか不明な周辺住民対応に関しては、県が対応して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	県は、リスク分担表に基づき対応します。
43	第三者賠償	25		4					事業者が実施する業務に起因するかどうか不明な事故に関しては、県が第三者賠償の対応をして頂けるとの理解でよろしいでしょうか。また、避けることができないものに関してもご負担頂けませんでしょうか。	県は、リスク分担表に基づき対応します。
44	環境保全	25		6					事業者が実施する業務に起因するかどうか不明な周辺環境の悪化や法令上の規制基準の不適合に関しては、県がリスクを負って頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	県は、リスク分担表に基づき対応します。
45	法制度	25		8					本事業の施設整備・維持管理に影響を及ぼす法制度の対象となる「法制度」とは、要求水準書(案)4頁の「5 適用基準」で定義される「関係法令」・「適用基準等」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等にて示します。
46	法制度	25		8					適用基準等で示される文献なども、法制度や技術革新、過去事案の見直し等の理由から定期的に更新されております。適用基準の見直しに伴い、本事業の仕様・コストに影響を与えた場合も貴県にてご負担いただけたとの認識でよろしいでしょうか。	入札説明書等にて示します。
47	許認可取得	25		12 13					本事業にて整備する新施設は連担建築制度の許認可が必要になると考えますが、基本設計時点において当該制度の許認可手続を前提として設計が進められており、当該制度の許認可取得に伴う遅延の可能性は小さいと考えて宜しいでしょうか。	県としては連担建築物設計制度の必要はないと考えていますが、実施設計時において確認することになります。なお、建築確認申請に関しては、新施設は竣工までの間、仮使用承認により対応することを想定しています。
48	測量、調査	25		21					測量・調査のうち、県が実施するものの内容をご教示ください。	要求水準書(案)基本設計図書等(CD-R)の中の測量、地質調査、土壌地歴調査を実施しています。
49	建設着工遅延	25		24					土壌調査により土壌汚染が発見された場合、当該事由による建設着工遅延は、「県の事由による建設工事の着工遅延に関するもの」であり、リスク分担は県であると理解してよろしいでしょうか。また、当該事由による供用開始の遅延も、リスク分担は県であると理解してよろしいでしょうか。	県は、リスク分担表に基づき対応します。また、詳細は、入札説明書等にて示します。
50	敷地	26		25					土壌汚染の可能性はないと考えて宜しいでしょうか。	事業者において土壌調査を実施して、確認することになります。現段階では、要求水準書(案)1 基本設計図書等の資料4 土壌地歴調査資料をもとに判断することになります。
51	物価変動	26		31					設計及び建設期間中における物価変動リスクは県及び事業者双方が負う形となっており、具体的には事業契約書(案)で提示となっておりますが、事業提案書提出日を起算日とし、設計完了時に1回協議し、工事着工後は愛知県公共工事契約約款第26条のスライド条項を適用すると考えて宜しいでしょうか、また、事業者の負担(免責)はどのようにお考えでしょうか。	入札説明書等にて示します。
52	物価変動	26		31					建設期間中のインフレ・デフレについて、県と事業者の両者の分担となっておりますが、公共工事標準請負約款に準じた単品スライド、全体スライド、ハイパーインフレスライド各条項は適用いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等にて示します。
53	物価変動	26		31 46					「建設」「維持管理」段階における物価変動リスクが「県」「事業者」双方となっております。分担の詳細の考え方についてご教示ください。	入札説明書等にて示します。
54	施設瑕疵	26		34					建設業務に係る瑕疵担保責任については、公共工事請負契約約款に倣い、期間は、請負者の故意・重過失による瑕疵については10年、これ以外の場合は2年との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等にて示します。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字		
55	施設瑕疵	26		34					「段階：維持管理 リスク項目：施設瑕疵 34 新施設の瑕疵」の新施設の瑕疵とは建設瑕疵という認識で宜しいでしょうか。建設瑕疵の場合、瑕疵期間を限定していただけないでしょうか。例えば、建物躯体や屋上防水等の建物性能に影響を及ぼす瑕疵は施設引渡し後10年以内、それ以外の軽微な瑕疵は施設引渡し後1年以内など瑕疵期間の限定をお願いします。	入札説明書等にて示します。
56	施設瑕疵	26		35					既存施設の状態・性能について貴県・事業者で共有するとともに、適切にリスク分担されると理解してよろしいでしょうか。例えば、事業者による施設管理開始時点で明らかに維持管理上課題となる点がある場合の対応等を協議することは可能でしょうか。	別途、回答します。
57	施設瑕疵	26		35					既存施設の瑕疵は、事業者が予見出来る出来ないにかかわらず、県の負担として頂きたく存じます。	別途、回答します。
58	施設・設備・施設備品等 損傷	26		36					「段階：維持管理 リスク項目：施設・設備・施設備品等損傷 36 施設設計・施工に起因するもの」とありますが、基本設計は貴県が行うため、事業者の設計リスクはVE提案したものを対象という認識でよろしいでしょうか。	VE提案だけでなく、実施設計・建設・維持管理に起因する瑕疵は事業者の分担となります。
59	施設・設備・施設備品等 損傷	26		37					善管注意義務を果たしていれば事業者による負担はないとの考えでよろしいでしょうか。	善良なる管理者の注意義務を怠った場合のほか、要求水準、事業提案等を満たさないものは事業者の分担となります。
60	施設・設備・施設備品等 損傷	26		39					第三者の行為に起因するものについて、貴県、事業者の双方に分担されておりますが、原則、帰責者による賠償と考えてよろしいでしょうか。また、双方に分担している主旨は、第三者が特定できない場合、不可抗力として扱うものとお考えでしょうか。	入札説明書等にて示します。
61	施設・設備・施設備品等 損傷	26		39					第三者の行為に起因する損傷については、県のリスクと思われませんが、双方に〇があるのは、どのような意味でしょうか。	入札説明書等にて示します。
62	修繕費変動	26		40					「修繕費が予測と異なり事業者の費用の増減に関するもの」のリスクが事業者の負担となっておりますが、メーカーの事情で、設備機器の部品が製造中止になったり、規格が廃番になったりするリスクは事業者で負い兼ねます。技術革新や社会変化に伴うリスクは県に負担いただくものとして、部品の製造中止や規格の廃番になった場合等は、追加費用について協議させていただけると理解してよろしいでしょうか。	基本的にはリスク分担表のとおりですが、状況に応じて協議となります。
63	エネルギー使用	26		42					「前提条件と異なる運営」とありますが、ここでの「前提条件」は何でしょうか。	要求水準書(案)資料8「本館・研究棟のZEB評価方法(1次エネルギー消費量の削減手法)」についてを参照してください。
64	エネルギー使用	26		43					「段階：維持管理 リスク項目：エネルギー使用 43 施設設計・施工に起因するもの」とありますが、基本設計は貴県が行うため、事業者の設計リスクはVE提案したものを対象という認識でよろしいでしょうか。	No. 58の回答を参照してください。
65	見学者対応	26		44					見学者対応は県が行うが、見学者から事業者の維持管理業務(事業範囲)に起因する苦情、トラブルがあった場合、県の指示により対応するという理解でよろしいでしょうか。	基本的には、事業者が対応することになりますが、状況に応じて県は指示、要請等を行います。
66	見学者対応	26		44					要求水準書(案)4頁の3.(7)でご記載の通り、施設の見学は県が行う業務という認識ですので、当該業務に係る苦情・トラブルといったリスクは県が負担されるべきではないでしょうか。	維持管理業務に起因するものは事業者の負担となります。
67	見学者対応	26		44					見学者からの苦情、トラブルに関するリスクは事業者負担となっておりますが、維持管理業務を起因とした事由に限るという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	物価変動	26		46					「段階：維持管理 リスク項目：物価変動 46 維持管理・運営期間中の物価変動に伴う事業者の経費増減によるもの」とありますが、維持管理の物価変動の指数は「毎月勤労統計調査」賃金指数-事業所規模5人以上-調査産業計-定期給与(厚生労働省)を適用していただけないでしょうか。	入札説明書等にて示します。
69		25 - 26							動物舎の清掃業務が含まれておりますが、動物の疾病・死亡リスクについては、明らかに事業者の責めに帰さない理由によるもの以外は貴県に起因すると考えて宜しいでしょうか。	事業者の責めに帰さない事由による場合は、県が必要な措置を講じます。
70		25 - 26							事業者のリスク分担について、応募グループで入札参加の場合、各業務にあたる企業が個別にリスク分担を受けるのではなく、グループが設立したSPCがリスク分担を受けるといった考え方でよろしいでしょうか。	基本的に県は、SPCにリスク分担を求めますが、応募グループ内のリスク分担は提案に委ねます。